

別表第二第〇八一三・九〇号中「一〇%」を「六%」に改める。

二 その他のもの	ソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%
(二)	パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ラン ブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア 、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カस्ता ーアップル、パッションフルーツ、ランソム、マン ゴスチン、サワーサップ及びレイシ	三・六%
(三)	桃、なし及びベリーのうち	三%
ベリー	(四) その他のものうち	二%
カムカム		

別表第二第〇八・一三項を次のように改める。

〇八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	無税
〇八一三・二〇	プルーン	無税
〇八一三・四〇	その他の果実	四・五%
	一 ベリー	四・五%
	二 その他のもののうち	
	パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペ	
	ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、	
	レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、	
	カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム	
	、サワーサップ及びレイシ	三・八%
	サントル	四・五%

〇八一三・五〇

この類のナット又は乾燥果実を混合したもの

- 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）
- 二 その他のもの

三
六%

別表第二第〇八・一三項の次に次の一項を加える。

〇八・一四

〇八一四・〇〇

かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）

無税

別表第二第〇九・〇二項の次に次の一項を加える。

〇九・〇三

〇九〇三・〇〇

マテ

六%

別表第二第〇九一〇・四〇号の次に次の一号を加える。

〇九一〇・五〇

カレー

三・六%

別表第二第〇九・一〇項の次に次の五項を加える。

一〇・〇二

一〇〇二・〇〇

ライ麦

二 その他のもの

無税

一〇・〇五

とうもろこし

一〇〇五・一〇

播種^は用のもの

二 その他のもの

一 キログラムにつき四

ムにつき四

円五〇銭

一〇・〇七

一〇〇七・〇〇

グレーンソルガム

二 その他のものうち

関税率法第一三条第一項の適用を受けないもの

一〇・〇八

そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物

一〇〇八・九〇

その他の穀物

二 その他のもの

(二) その他のもの

穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）

一一・〇二

ライ麦粉

七・五%

別表第二第一一〇三・一九号及び第一一〇三・二〇号を次のように改める。

一一〇三・一九

その他の穀物のもの

一一〇三・二〇	三 オートのもの	六%
	五 その他のもの	八・五%
	ペレット	
	二 オートのもの	六%
	六 その他のもの	八・五%

別表第二第一一〇四・一二号中「一〇%」を「六%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一一〇四・一九	その他の穀物のもの	
	四 その他のもの	八・五%

別表第二第一一〇四・二二号中「一〇%」を「六%」に改める。

別表第二第一一〇四項の次に次の一項を加える。

一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	
一二〇八・一〇	大豆のもの	無税

— 一二〇八・九〇 — その他のもの

無税

別表第二第一二・一二項を次のように改める。

一二・一二

海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび

(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)

一二一二・二〇

海草その他の藻類

一 食用のもの(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。)

(三) その他のものうち

ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)

八%

別表第二第一四〇一・一〇号の次に次の一号を加える。

一 二 二 二 ・ 九 九	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち ふのり属のもの</p> <p>あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及びび仁 その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 チコリーの根</p> <p>四 その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>四・五%</p> <p>無税</p>
一 四 〇 一 ・ 九 〇	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) くずのつる</p>	<p>無税</p>

(二) その他のもの

無税

別表第二第一四〇四・九〇号を次のように改める。

一四〇四・九〇

その他のもの

二 たぶの木又はへちまのもの

無税

三 水ごけ

無税

四 その他のもの

かしわの葉及びさるとりいばらの葉

無税

その他のもの

三%

別表第二第一五・一一項の次に次の一項を加える。

一五・一三

やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分

別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものと

し、精製してあるかないかを問わない。)

やし(コプラ)油及びその分別物

